

野田市契約事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第19号

野田市契約事務規則の一部を改正する規則

野田市契約事務規則（平成25年野田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第32条中「以上」の次に「（1件の予定価格が10万円未満である場合は1以上）」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。